

四日市市風しんの追加的対策にかかわる医療機関等受診費用補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第12号

四日市市風しんの追加的対策にかかわる医療機関等受診費用補助金交付規則の一部を改正する規則

四日市市風しんの追加的対策にかかわる医療機関等受診費用補助金交付規則（令和元年四日市市規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(交付申請) 第4条 (略) 2 (略) 3 第1項の申請は、 <u>令和7年3月31日</u> までとする。	(交付申請) 第4条 (略) 2 (略) 3 第1項の申請は、 <u>令和4年3月31日</u> までとする。
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この規則は、 <u>令和7年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 (略) (有効期限) 2 この規則は、 <u>令和4年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(健康福祉部健康づくり課)